

京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会 平成27年度第1回認可・確認部会  
会議録

日 時	平成27年9月18日（金）14：00～16：10	
場 所	京都市役所 本庁舎F会議室	
出席者	委員○	安藤和彦委員，稲葉英理子委員，加藤和子委員，野田絵美委員
	京都市●	上田保育課長，荒木担当課長，長谷川担当課長，山本担当係長
次 第	（1）同一提供区域内において，保育の量の見込みを超過して認可希望が競合した場合における保育施設・事業所の選考基準について （2）認可・確認申請案件について	

（1）同一提供区域内において，保育の量の見込みを超過して認可希望が競合した場合における保育施設・事業所の選考基準について

【報告 同一提供区域内において，保育の量の見込みを超過して認可希望が競合した場合における保育施設・事業所の選考基準について】

【質疑応答】

○加藤委員

平成27年4月1日認可の施設・事業所を昨年度選考する際には，このような選考基準はなかったのか。

●山本担当係長

昨年度は，これから施設・事業所を整備し，保育の提供体制を確保していかなければならない量が十分にあったため，競合するケースがなく，認可基準を満たすものは，認可していたが，今後は，確保していかなければならない数が少なくなる提供区域も出てくる。

今回報告させていただいたのは，そのように量の見込みが少なくなり，事業者が競合した場合の選考基準である。

○加藤委員

こうした選考基準が定められるのはいいことであると思う。先日の子ども・子育て会議においても，京都市は，保育の質の向上も考えていく必要があるという発言があった。認可する施設・事業所については，京都市で十分審査されていると思うが，委員として，認可・確認部会の意見聴取を経て施設・事業所が認可されることに重責を感じていた。

●山本担当係長

制度的には，認可基準を満たしていれば，認可しないといけないということになっている。競合した場合には，より質の高い施設・事業所を選べるように審査基準を作成したい。

○稲葉委員

審査した際に、競合する事業者で点数がほとんど変わらない場合は、猶予期間を設けて改善させるようなことはあるのか。

●山本担当係長

手続きとしては、期日を定めて事業計画書を提出させ、競合した場合は、事業計画書に基づき審査し、事業者を決定する。その後、選考された事業者から認可申請書が提出されるという流れになるので、改善点などあれば、事業者決定から認可までに改善を求めることになる。

同点の場合の取扱いについては、今後検討する必要がある。

●荒木担当課長

事業計画書の提出に際しては、選考基準をオープンにする予定である。事業者は、競合した場合のことを考え、より高得点がとれるように努力し、結果的に質の高い保育が提供されるということにつながるのではないかと考えている。

○加藤委員

例えば、19人枠が残っていて、A事業者が19人定員の事業所、B事業者が12人定員の事業所を応募した場合、B事業者の方が高得点であれば、B事業者が選ばれるのか。その場合、残りの4人の枠はどうなるのか。

●山本担当係長

残り枠が端数になれば、制度的には、面積と人員に余裕があれば定員外入所も認められているので、既存施設・事業所の定員外入所でもカバーできると考えている。残り枠にぴったり当てはまらないと、選ばれないということはなく、選考基準の点数が高かった方が選ばれる。

○安藤部会長

基準上、家庭的保育者や家庭的保育補助者は、研修を受けなければならない。京都府が準備している子育て支援員研修が対象の研修になるのか。認可されてからでは研修の受講が間に合わないと思うが、どのようなスケジュールで考えているのか。

●山本担当係長

京都府の子育て支援員研修は、京都市以外の京都府下の市町村が対象である。京都市は独自に研修を実施する必要がある。

また、5年間は経過措置で、従来の家庭的保育者基礎研修の修了者であっても、研修の修了者とみなすことができるとされている。例年のスケジュールでは、1月から3月の間にいくつかのサイクルで研修を実施している。今年度も実施する予定であるので、認可希望の事業者に対しては、早めにアナウンスし、認可前に受講してもらう必要があると考えている。

●荒木担当課長

昨年度、認可外から小規模保育事業に移行した事業者には、職員は、全員保育士と

し、可能な限りA型の事業所を運営していただくよう推奨していた。選考基準もA型の場合にポイントをつけるような基準にしている。

○加藤委員

昨年度の認可・確認部会の資料では、認可申請時に決定していない職員もいたが、認可する際には、未決定であった職員も保育士資格をもっているか確認しているのか。

●山本担当係長

認可までに有資格者であること確認している。

○稲葉委員

子どもを預ける親の立場では、職員全員が保育士のA型の事業所の方が安心であるということもあるが、女性の社会進出を考えると、B型の保育従事者のように、保育士でなくても研修を受ければ保育現場で働けるのは、仕事をしたい母親などにはありがたい面もある。そうした面からは、B型の事業所が増えるのもいいのではないかと思う。

●山本担当係長

頂いた意見を踏まえ、今後の認可相談等にも対応していきたい。

○野田委員

待機児童解消を目的にし過ぎて、子どもを預ける施設・事業所の格差が出てきてしまうのではないかと心配している。保育園は、定員の120%まで子どもを受け入れられると聞いたことがあるが、必要な整備の数は、定員外で受け入れている人数も踏まえた上での人数なのか。

●山本担当係長

必要な整備の数は、例えば100人定員の園が120人受入れておれば、定員外も含めて120人は既に確保できているという前提で算出した数である。

○野田委員

待機児童を解消するということが進められて、子どもを希望する園に入所させたいという保護者の気持ちがないがしろにされるようになることを恐れている。施設・事業所で保育内容に格差がでることも問題であり、数があればいいというものではないと思う。

●山本担当係長

ご指摘のとおり、現状、量の確保が喫緊の課題になっているが、質の確保も車の両輪と考えている。できるだけ質の高い事業所が参入する方が、京都市にも保護者にとっても望ましい。競合した場合には、できるだけ、質の高い事業所が参入できるような仕組みを作れるように、選考基準を作成していきたい。

今は利用調整により優先度の高い方から希望する園に入所するようになっており、保育要件の低い方が、第2、第3希望に入所するようなこともある。

●長谷川担当課長

質の改善に関しては、京都市は独自の財源を投入して、国の保育士配置基準を上回る配置基準にしており、配置基準を手厚くしている。また、保育士もいい人材が集まるように、市の財源を投入して、保育士の年収の底上げを図っており、平均年収で見ると国より 1.4 倍高くなっており、質の面もあわせて取り組んでいる。

○野田委員

国の平均よりも 1.4 倍高くしているというのは、京都市の出生率が低いということと関係しているのか。

●長谷川担当課長

京都府の出生率が東京に次いで 2 番目に低いということもあり、京都市ではこれまでから子育て支援について力を入れて取り組んでいるところである。

○安藤部会長

他に意見は、ありますでしょうか。

なければ、選考基準については、本日の意見を踏まえて、部会長と京都市で協議して決定するというところでよろしいでしょうか。

ご意見ございませんので、そのようにさせていただきます。

「(2) 新規の認可・確認申請について、認可基準との適合状況に係る意見聴取」以降は、個人情報を含むため、非公開